

第3節 瀬戸内海的环境保全・創造

瀬戸内海的环境保全・創造のためには、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるとの認識のもとに、県民・事業者・行政が一体となって、环境保全・創造に関する取組を推進する必要があります。

1 瀬戸内海的环境の現状

瀬戸内海的环境の状況は、高度成長期以降、汚濁物質の総量規制、指定物質の削減指導などの水質保全対策や下水道等の整備により、一時期の危機的状況は脱することができたものの、近年、水質の改善は必ずしも十分でなく、依然として赤潮の発生が見られます。また、沿岸部における埋立て等の開発により、藻場・干潟、自然海岸などの貴重な自然環境が減少しつつあるなど課題が山積しています。

2 瀬戸内海的环境保全・創造のための主な取組

平成13年3月に策定した「広島県瀬戸内海环境保全・創造プラン」及び平成14年7月に変更した瀬戸内海环境保全特別措置法に基づく「瀬戸内海的环境の保全に関する広島県計画」に基づき、貴重な自然環境の保全や环境修復・創造事業に取り組むとともに、これらの推進に不可欠な住民参加や調査研究などに関する先導的・モデル的取組を推進し、関係施策の計画的・総合的な展開を図ります。

瀬戸内海环境保全・創造施策の展開

